

氏 名	ア 阿	フウ 風
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)	
学 位 記 番 号	論 法 博 第 163 号	
学位授与の日付	平 成 18 年 11 月 24 日	
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当	
学 位 論 文 題 目	明清時代における婦女の地位と権利 ——明清契約文書と訴訟档案を中心として	

論文調査委員	(主 査) 教 授 寺 田 浩 明	教 授 伊 藤 孝 夫	教 授 林 信 夫
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、明清時代に作られ今に伝存する多数の契約文書および訴訟文書を素材にして、婦女（未婚女、妻＝母親、寡婦）が当時の社会生活の中において実際に果たしていた役割、家族内で占めていた法的地位について具体的に考察することを目的とする。

伝統中国家族法における婦女の地位については、滋賀秀三『中国家族法の原理』による次のような説明が既に世界的に定説の位置を占めている。即ち伝統中国の家産は同居共財家族全員のものであるが、その家族共同体は父親によって代表され、また父親死後は男子兄弟（或いは同姓男子の中から取られた養子）によって代表され、家産処分に当たっては彼らが立契者となる。そしてその家産はやがて男子兄弟達によって均分され彼ら一人一人を父親とする新たな家が造られる（そして女子がそうした新たな家の核となることはない）。母＝妻は父＝夫と一体のものと考えられていたが、夫の生前には夫の陰に隠れ、また夫の死後も男子が成人すればその陰に隠れてしまうため、婦女の権能が単独で発揮される機会は原理的に限られていた、と。そして実際、その後の中国民事法研究の多くは契約主体を当然の如く男と想定する仕方で行われてきた。

しかし当時の契約文書類を通覧してみると、思いのほか頻繁に婦人が表に現れることも否定出来ない事実であり、また上の男系中心の論理とは相容れぬ異姓養子等の現象も多数見て取れる。滋賀理論の大筋を承認するにせよ、そこで示される原理が各時代時代において実際にどの程度社会各層の現実生活の中に貫徹していたかという問題はなお残されているのであり、そうした社会実態を知るためには文書レベルでの検討が必要となる。

そして幸いなことに、「徽州文書」と総称される古くは宋時代にまで遡る膨大な民間文書コレクションが安徽省に存在し、それを用いれば明清時期を通じた歴史的な実態分析が可能となる。ただ同文書の分析はなお緒に就いたばかりであり、文書全体の概要を掴む作業から始めなければならない。そこで本論文では、その全体を用いて直ちに婦女の法的地位について新しい議論を立てるというよりも、むしろまずは徽州文書の文書類毎に、婦女に関わる文書を網羅的に拾い上げ、それらが当時の婦人について伝える諸情報を細大漏らさず掘り取り、歴史的変化がある場合にはそれを指摘し、また量的な比重を示せる場所では極力それを示し、それを通じて文書に見える婦女の活動実態をバランス良く復元することに努めた。また婦人が社会生活の表に立ち現れる局面としては、契約文書の定立と並んで訴訟がもう一つの大きな分野をなす。「徽州文書」にも幾つかの訴訟関係文書が含まれるが、本格的なコレクションとしては州縣衙門自体に所蔵された行政档案が幾つか利用可能であり、そしてこちらについても幸いに近年研究が急速に進んでいる。そこでこの側面についても幾つかの文献に即して、婦女が原告あるいは被告として関わる事案や文書を集中的に取り上げ、婦女が主体として現れる紛争ケースの特性を浮き彫りにすることに努めた。具体的な叙述は以下の順序で行う。

第一章「同居共財の家における婦女の地位と権利」では、まず従来の伝統中国家族法研究、特に婦女の法的地位についての研究史を整理し本論文の理論的立場を示し、ついで特に明清時代の婦女の地位に顕著な影響を与えた歴史的背景として、同時期における継嗣の強化と婦女寡居の増加という二つの現象を分析する。

第二章以下では、各種の文書類毎に即した各論的な検討が行なわれる。

第二章「継承文書における婦女の地位と権利」。伝統中国家族法においては確かに家産は原則として男子達に均等分割されるが、同時に嫁に行くむすめに相応の持参財産を分与することも親の一種の義務と考えられていた。最初に分析される「批契」はその際の契據である。また家産分割それ自体をめぐる文書（鬮書）の中にも立契者・立会人として母親の姿が現れ、また婦女に対する財産分与への各種の言及が見取れる。また男子がいない場合には一般に継嗣が行われるが、継嗣文書中においても母親の積極的な役割を読みとれる。そして男子がいないまま「戸絶」となる場合には、むすめが財産を引き継ぐのが原則であるが、明清時期におけるその実態を伝える文書にもここで言及する。

第三章「土地買売文書における婦女の地位と権利」。これまでの中国家族法論に基づいても、家産分割後に当該男子が幼少の内は過渡的に母親が実質的にその財産を管理することになり、また夫の死後・継嗣をしない段階で家産分割が行われれば否応なく寡婦本人が当面分割家産の管理主体となる。更に徽州の現実生活では夫が商用等で外地に遠出しているケースすらも存在する。しかしそうした状況下において実際には土地処分がどの様になされたのかについては、これまで殆ど研究がなかった。ところが幸いにも徽州文書を見て行くと婦女が売買主体となる土地売買文書が多数見つかる。また男子立契の土地売買文書類についても、精査すると立会人等に母方の人間が名前を出す例が意外に多いことにも気付く。そこで本章では徽州文書中の婦女が絡む土地売買文書五百点余りを網羅的に検討し、そこから得られる各種知見を総合的に整理紹介する。

第四章「売身文書と婚姻（変則婚）文書における婦女の地位と権利」においては、従来の伝統的家族法論が想定する通常の婚姻以外の各種身分変動のあり方、特にそこにおける婦人の地位を、契約文書に即して具体的に検討する。第一は子女の人身売買文書や妻の出典文書であり、そこに売り手・売買対象・中人などの各種役割で現れる婦人の姿が検討される。また第二に、徽州文書の中には通常の婚姻をめぐる文書は殆ど残存していないが、労力利用等を目的に男を夫として家に収容する「招贅・招夫」の文書は却って多数存在する。また徽州特有の現象として「庄僕」なる世襲的賤民身分の存在が挙げられるが、徽州文書には彼らの婚姻関係文書も伝わっている。上記文書の分析を通じて、変則的婚姻における婦人の位置、また良民身分と賤民身分の家族法の異同を具体的に考察する。

第五章「民事訴訟過程における婦人の身分と地位」では、婦女が原告或いは被告として現れる判決例や裁判文書を分析の対象として取り上げる。まず始めに、婦女が訴訟に関わることに對する国家规定の変遷（唐宋時代においては明示的な制約が無かったのに対して元代以降次第に各種の制約が課せられて行く）を検討し、つぎに宋代の判語『清明集』、徽州文書中に見える明代の訴訟档案の抄本、清代官府の訴訟文書たる四川省档案馆編『巴県档案選編』および台湾淡水厅新竹縣衙門に伝存する「淡新档案」全件の中から、婦女が関わる案例を網羅的に取りだし、そこに見られる特徴を逐一検討する。

「結語」では、以上の検討に基づいて明清時期の民衆生活における婦人の法的地位の実際について著者なりの概観を示す。

論文審査の結果の要旨

本論文は、「徽州文書」と総称される宋代から清代にわたる膨大な契約文書史料および「淡新档案」等の清代訴訟文書史料を用いて、伝統中国の法生活の中で婦女が果たしていた役割について実証的な解明を試みたものである。

伝統中国家族法の中で婦女が占めていた位置と権能については、既に滋賀秀三『中国家族法の原理』（1967年）による次のような説明があり、現在でも世界的な定説の位置を占めている。即ち、伝統中国家族法は父親から男子に、しかも男子全員に均等に流れゆく「氣」の継続を基軸に作られている。個々の「家」とはそうした男を核として作られる生活共同体であり、概ね世代交代と共に兄弟均分の「家産分割」によって分裂を繰り返すが、その際にも女子が核となって新たな「家」が作られることはない。妻は夫と一体のものとしてそうした生活共同体の中で高く遇されるが、夫の生前は夫の陰に隠れ、夫の死後は息子達の陰に隠れ、妻の独自の権能が発揮される機会は殆ど無い。本論文は、婦女の家庭内における地位については基本的にこの枠組みを出発点としつつも、独自の史料発掘によって次のような幾つかの新たな事実を明らかにした。

第一に、家産分割関係文書の分析を通じて、確かに女子が男子と立ち交じって家産を分得し一家を成すといった事象は無いにせよ、女子は出嫁に際して応分の持参財産を与えられており、また夫の死後は妻が家産分割を実質的に主宰していたことを明らかにした。

第二に、徽州文書の中から、婦女が或いは単独で、或いは息子と連名で売り手として現れる土地売買文書を五百数十件も見出した。これはそれだけで、凡そ土地文書は男子によって立契されるものだという従来の通念を覆すものであり、本論文

最大の貢献と言える。そして本論文はそれら文書全件の定量的分析を通じて更に幾つかの重要な事実を明らかにした。即ち滋賀理論に依れば、家産分割時に兄弟の一人が死亡している場合には、その妻ではなくむしろその息子が繰り上がって父の取り分を分得する、またその時点で息子が居ない場合には寡婦がその財産を一時預かるが、同時に立嗣をして養子にその財産を確定的に引き継ぐ義務を負うということになっており、財産の名義人はあくまでも男子とされる。しかし本論文は、まず立嗣前の寡婦が土地処分をしている事例を示す。また母子同居家庭についても、子供が幼少の場合には母が単独で売り主として現れ得ること、また子供の成人後も母親が共同立契者や立会人等の資格で契約文書に名前を出すことを明らかにした。また更に夫が生きている場合でも、商売や学業の為に長期外地に遠出している場合には、妻が単独で土地売買の売り手になるケースがあり得ることを、事例を以って示した。

第三に、土地処分以外の家族関係の契約文書（例えば立嗣関係の文書、最も極端には子女の人身売買の為の契約文書）では夫と並んで妻も恒常的に立契者の位置に立つことを明らかにした。

第四に、徽州地域に特有の「庄僕」なる賤民階層の婚姻文書の分析を通じて、賤民階層の家族法という、これまで全く未解明であった一分野について、その概要を示した。また女子や寡婦が労働力目当てで男を家に迎え入れる「招贅・招夫」といった変則的な（男子側が賤民的な扱いを受ける）婚姻文書の分析を通じて、滋賀家族法論が描くような本則の家族法の外側に広がる多様な社会実態を明らかにした。

第五に、訴訟に婦女がどのような資格で参与しているか、また契約定立という社会的過程の中で婦女や婦女に連なる女系親族がどのような位置取りをしているかといった、これまで（家族法研究という枠組みの制約を受けて）必ずしも主題として扱われてこなかった諸問題について、文書レベルでその実態を明らかにした。

以上のように、本論文は伝統中国における婦女の活動の有り様を、文書という生の事実に即して多面的に明らかにしており、その持つインパクトは多方面に及ぶ。また分析の主対象とされた「徽州文書」は、民間文書が残り難い中国において、一地域について宋代から清代までの契約文書が累積的に残されているほぼ唯一の例であり、その価値は唐代西域についての「敦煌文書」、清代中央政府の公文書である「故宫档案」と並び称されている。しかしその数の膨大さと蒐集機関の分散ゆえ、文書全体を対象とする主題研究は未だ殆どない。本論文は、現在、中国社会科学院歴史研究所・徽州文書研究中心の主任として中国における徽州文書研究の先頭に立つ著者が、徽州文書を利用した研究の持つ豊富な可能性を自ら示したものであり、その意味でも先駆的な意味を持つ。

しかし本論文にも欠点はある。その最大のものは、婦女の活動に関わるこれだけ様々の事実を明らかにしながら、それらを統合した独自の新たな伝統中国婦人像、伝統中国家族法論を提示するまでには至っていない、という点である。それは一面では、種々の例外的事象についてまで予めその為の場所を与えてあるという上掲滋賀『中国家族法の原理』の理論的な周到さを示すものとも言えるが、他面では、特定の問題設定に従って諸文書間を貫く論理を追究・再現するのではなく、むしろ個別文書類型毎に、そこに出て来る婦女関係のあらゆる事象を、それが婦女に関係するというだけで無媒介的に取り上げて並べてしまうという著者の研究手法の産物でもある。その方法は徽州文書の整理という目的には適うが、それだけで新たな理論が生まれる訳ではない。そうした独自の理論構築作業こそが、文書整理作業が一段落した後で著者が取り組むべき仕事となるのであろう。しかし、このことは、上記5点にわたる本論文の研究史上の意義をいささかも減ずるものではない。

以上の点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を付与するにふさわしいものと認められる。なお平成18年10月11日に調査委員3名が論文内容とそれに関する試問を行った結果、合格と認めた。